

第5章 廃棄物

第1節 一般廃棄物

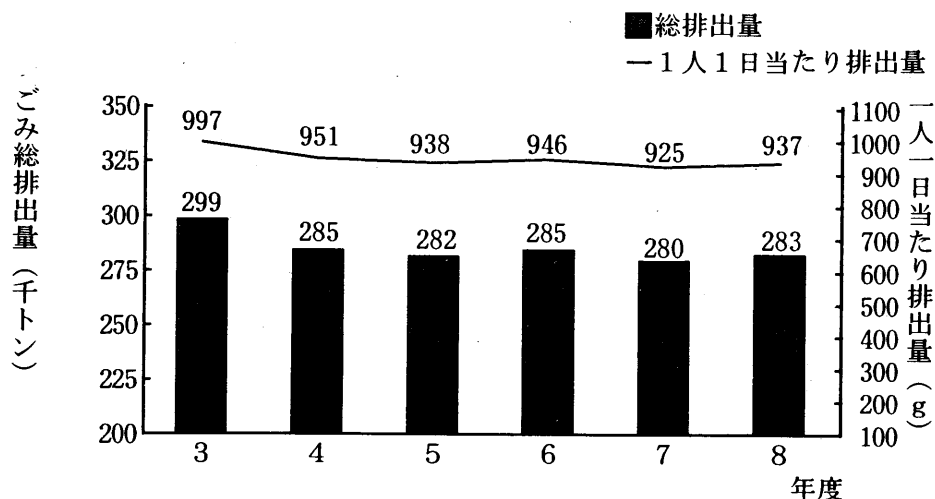
1 ごみ処理の状況

(1) ごみの排出量

平成8年度における県内のごみの総排出量は約28万3千tであり、平成7年度（約28万t）と比較して約1.4%増加した。平成3年度の29万9千tをピークに平成4年度から減少傾向を示し、ここ数年はおおむね横ばいで推移している。

県民1人1日当たりのごみの排出量は937gであり、平成7年度（925g）から12g増加しているが、ここ数年は、総排出量と同様に横ばい傾向である。（図2-5-1）

図2-5-1 ごみ総排出量と1人1日当たり排出量の推移



（資料：衛生指導課）

(2) ごみの処理状況

市町村（一部事務組合を含む）では、通常、収集されたごみを、焼却、破碎、資源化等の中間処理した上で埋立て処分している。

ごみの減量処理率（処理・処分されたごみに対する焼却・破碎・資源化等の中間処理を行ったごみの割合）は94%となっており、中間処理によるごみの減容化が促進されていることがうかがえる。

中間処理されたごみ（27万7千t）のうち、直接焼却された割合は77.1%となっている。また、焼却以外の中間処理（破碎・選別による資源化等）の割合は16.9%となっている。

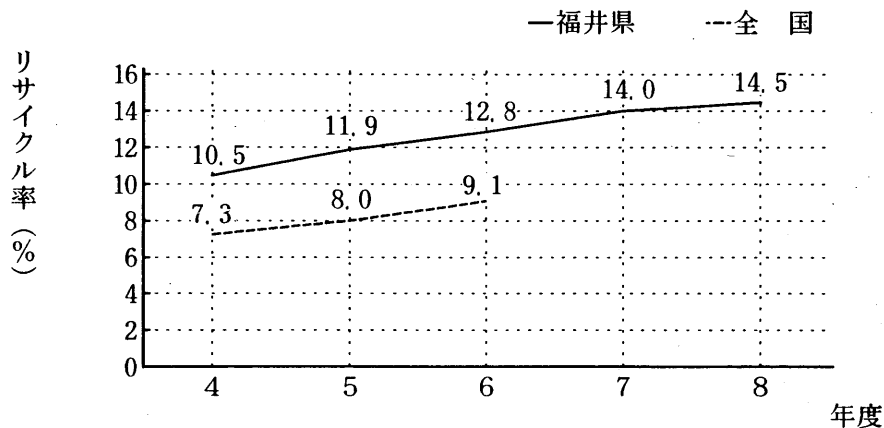
一方、直接埋め立てされるごみの量は約1万7千t（平成7年度1万6千t）で、割合は6%となっている。また、焼却残さ等の埋立てを合わせた埋立総量は5万1千tとなっており、減少傾向を示している（6年度6万3千t、7年度5万3千t）。（資料編表5-27）

(3) リサイクルの状況

平成8年度に、市町村において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は2万4千tとなっており、平成7年度（2万2千t）と比較して、約2千t増加している。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は1万9千t（7年度1万9千t）である。市町村における資源化と集団回収を合わせた4万3千tがリサイクルにまわされており、リサイクル率は14.5%となっている（7年度14.0%）。このリサイクル率は、市町村の取組みの強化や住民の意識の高まり等により年々増加している。（図2-5-2）

図2-5-2 リサイクル率の推移



（資料：衛生指導課）

(4) 廃棄物処理施設の状況

市町村では、収集等された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置している。

平成8年度末現在、ごみ焼却施設は14施設設置されており、処理能力は1,106t/日となっている。また、埋立処分地施設は15施設設置されており、残余容量は約43万6千m³となっている。

(5) 焼却施設からのダイオキシンの排出状況

市町村が設置するごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類の濃度は、平成8年度に行った実態調査の結果、緊急対策が必要とされる基準（80ng-TEQ/Nm³）を超えた施設はなかった。

しかしながら、恒久対策の基準をクリアしていない施設も多いことから、維持管理の徹底や施設の改善等の対策を早急に講じていく必要がある。

2 し尿処理の状況

(1) し尿の収集および処理状況

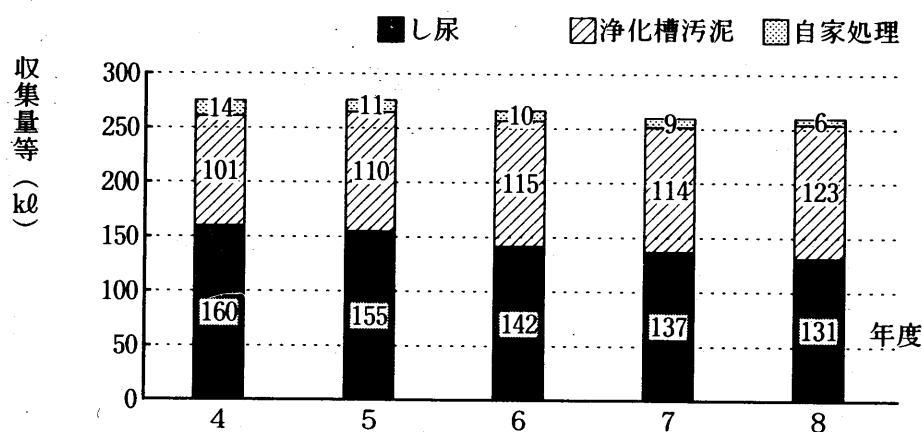
し尿は、水洗便所またはくみ取り便所に排出され、水洗便所のものは、公共下水道、浄化槽等で処理されており、くみ取り便所のものは、収集された後し尿処理施設で処理されるか、自

家処理されている。なお、浄化槽汚泥についても、収集された後、し尿処理施設で処理されている。また、し尿処理施設で一次処理された後、下水道の終末処理場に投入されているものもある。

平成8年度におけるし尿および浄化槽汚泥の収集量は約25万4千klであり、自家処理量（約6千kl）と合わせた量は約26万klとなっている。

近年、合併処理浄化槽等の整備が進んできたことから、くみ取りし尿の収集量は減少しているが、浄化槽汚泥の収集量は増加傾向となっている。（図2-5-3、資料編表5-28、29）

図2-5-3 し尿処理内訳



（資料：衛生指導課）

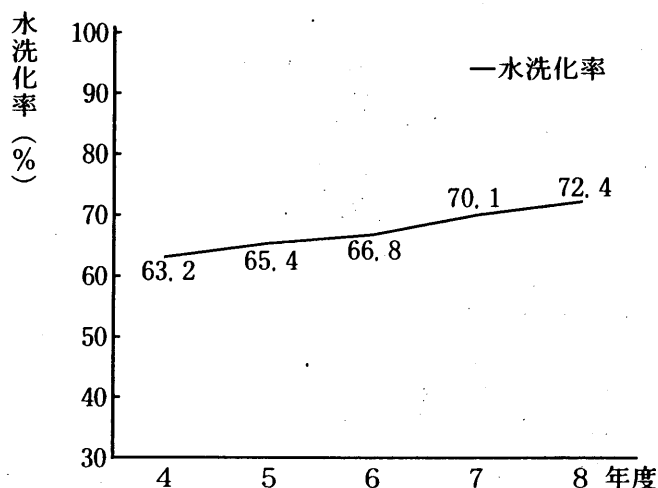
(2) 水洗化人口

平成8年度の水洗化人口は約60万人となっており、総人口の72.4%を占めている。平成7年度（58万1千人、70.1%）と比較すると1.3ポイント増加しており、近年、水洗化が進んでいることがうかがえる。（図2-5-4）

水洗化人口の内訳は、公共下水道人口33万7千人（40.7%）、浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口含む）26万3千人（31.7%）となっている。

一方、非水洗化人口は約22万9千人であり、総人口の27.6%となっている。その内訳は、くみ取りし尿収集人口21万8千人（26.3%）、自家処理人口1万1千人（1.4%）となっている。

図2-5-4 水洗化率の推移



（資料：衛生指導課）

(3) し尿処理施設の整備状況

平成8年度末現在、県内市町村のし尿処理施設は11施設設置されており、処理能力の合計は846kl／日となっている。

なお、今後は、し尿・浄化槽汚泥等についても一層のリサイクルの推進が求められており、厚生省は、し尿の処理のみならず、浄化槽汚泥、他の有機性廃棄物等も併せて処理し、再生利用が可能となる「汚泥再生処理センター」の整備を推進していく方針を示している。

第2節 産業廃棄物

1 県内発生状況

(1) 県内総発生量

平成7年度に本県で発生した産業廃棄物は2,911千tであり、平成2年度の2,052千tと比較すると、約1.4倍に増加した。

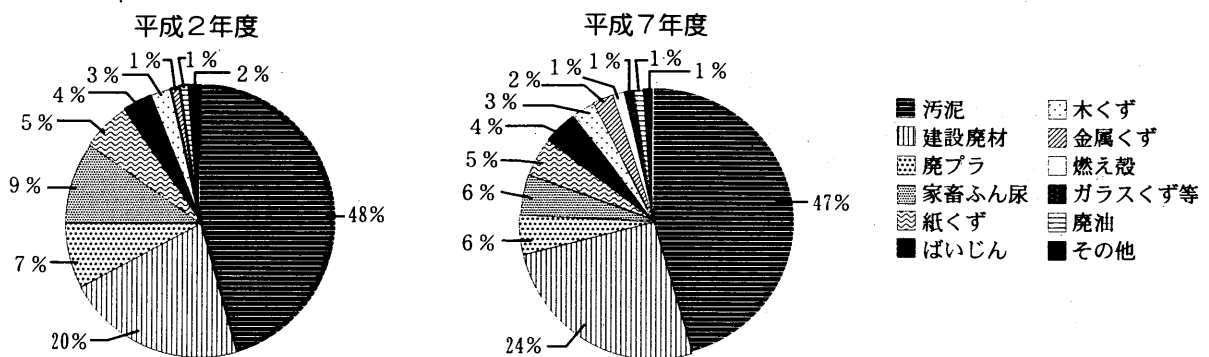
(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施している。調査は5年ごと実施しており、直近のデータは、平成7年度値である。

なお、従来は汚泥の発生量を脱水後の値で捉えていたが、平成7年度値は他県と同様、脱水前の値で捉えることとしたため、それに合わせ、平成2年度値も脱水前の値に改訂した。

(2) 種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,362千t（全発生量の47%）、次いで、建設廃材707千t（24%）、廃プラスチック類179千t（6%）、家畜ふん尿165千t（6%）、紙くず137千t（5%）、ばいじん115千t（4%）の順で、この6種類で全体の92%を占めている。（図2-5-5）

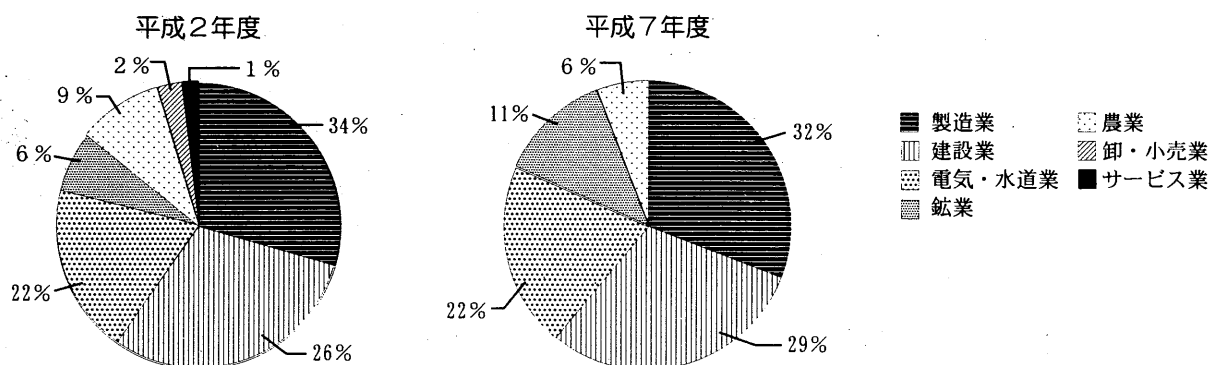
図2-5-5 種類別発生量構成比



(3) 業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が最も多く、927千t（全発生量の32%）、次いで、建設業842千t（29%）、電気・水道業 635千t（22%）の順となっており、この3業種で83%を占めている。（図2-5-6）

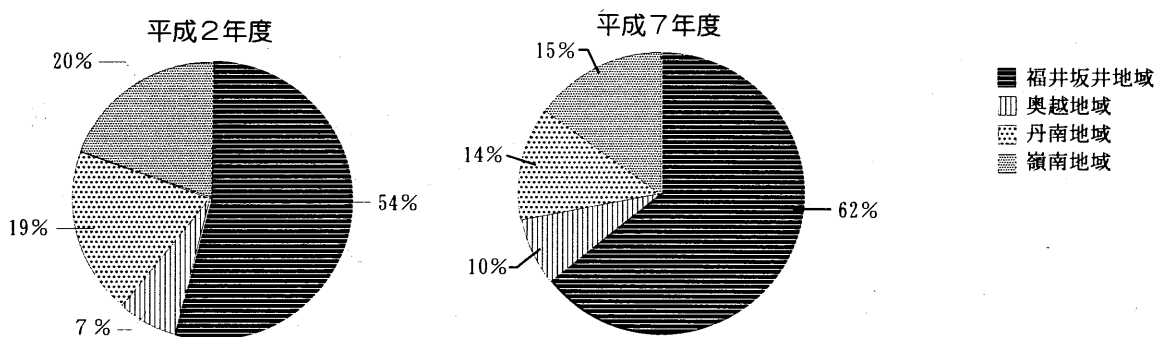
図 2-5-6 業種別発生量構成比



(4) 地域別発生状況

地域別発生量をみると、福井坂井地域が最も多く、1,795千tで全発生量の62%を占めている。次いで、嶺南地域424千t(15%)、丹南地域396千t(14%)、奥越地域296千t(10%)である。(図2-5-7)

図 2-5-7 地域別発生量構成比



2 処理処分状況

(1) 発生からの処理処分状況

発生量2,911千tの処理処分状況は、資源化量1,136千t(39%)減量化量1,502千t(52%)、最終処分量264千t(9%)等となっている。

平成2年度と比較すると、再生利用等の資源化が進み、最終処分量が大幅に減少している。

(図2-5-8)

(2) 種類別処理状況

汚泥については、1,362千tの発生量があるが、75%が減量化され、最終処分量は6%となっている。

建設廃材については、707千tのうち、82%が資源化されている。

廃プラスチック類では、179千tのうち、80%が減量化されている。このように高い率になっているのは、廃プラスチック類の発生量のうち74%を占めているパルプ・紙製造業において、99%が減量化されていることによる。(図2-5-9)

図 2-5-8 平成 7 年度の処理処分状況

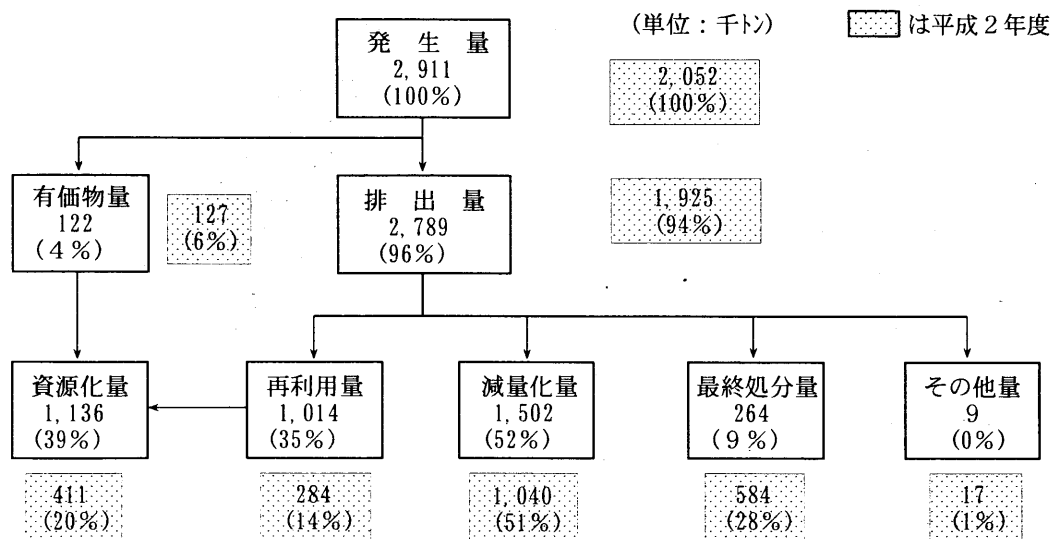
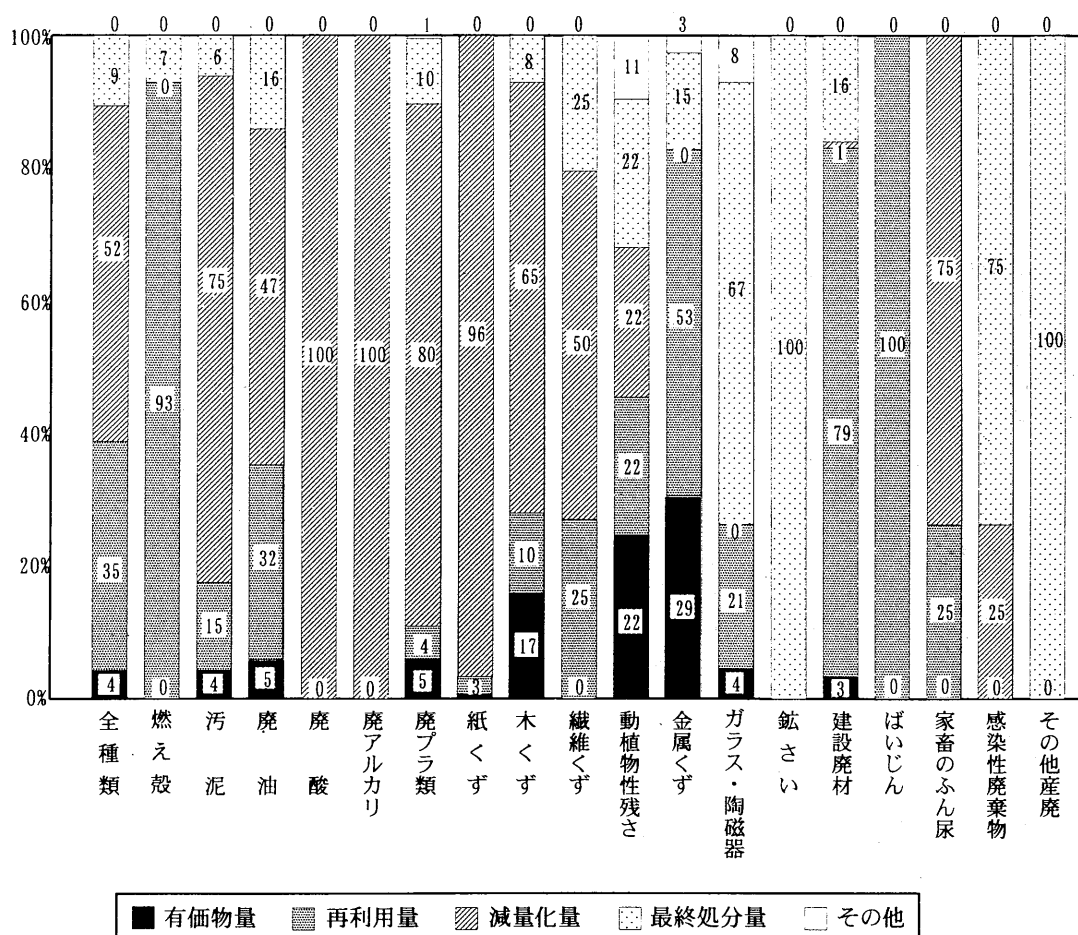


図 2-5-9 平成 7 年度の種類別処理状況



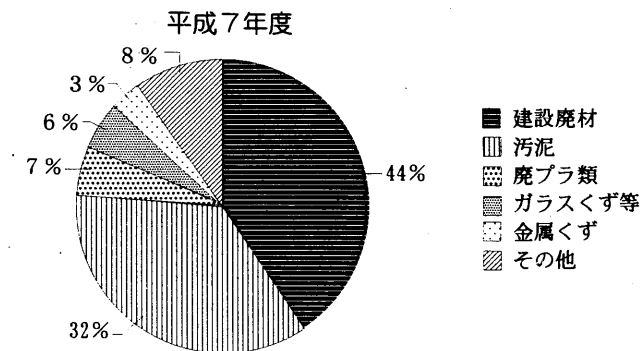
注) この図における各種別の処理状況は、中間処理等により物質の変化したものを考慮されていない。

(3) 最終処分状況

最終処分量は、264千tで発生量の9%にあたる。

最終処分量を種類別にみると、建設廃材が115千t（全最終処分量の44%）で最も多く、次いで、汚泥が84千t（32%）、廃プラスチック類が18千t（7%）の順となっている。（図2-5-10）

図2-5-10 種類別の最終処分量の構成比



3 広域移動状況

平成7年度の産業廃棄物収集運搬業者の実績報告によると、県外から県内に搬入された産業廃棄物は45千tであり、県内から県外に搬出された産業廃棄物は88千tである。（表2-5-11）

表2-5-11 平成7年度の県内への搬入量および県外への搬出量（単位：千t）

種 類	汚泥	燃え殻	廃プラ類	建設廃材	鋼 さい	その他	特管産廃	合 計
搬入量	28	4	4	3	2	1	3	45
種 類	汚泥	ばいじん	建設廃材	廃 油	廃プラ類	その他	特管産廃	合 計
搬出量	19	17	10	9	8	11	14	88

4 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理は、原則的には排出事業者自ら行わなければならないが、処理業者は、排出事業者から処理の委託を受けて産業廃棄物の処理を適正に行うことにより、排出事業者処理責任を補完する役割を担っている。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成9年3月末日現在、574件で、これを業の種類別にみると、収集・運搬業のみ（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む）の許可が480件で、全体の84%を占めている。（表2-5-12）

表2-5-12 産業廃棄物処理業許可件数（平成9年3月末日現在）

許 可 区 分	収集運搬のみ	中間処理のみ	中間処理・ 収集運搬	最終処分・ 収集運搬	最終処分・ 中間処理	最終処分・ 収集運搬・ 中間処理	合 計
産 廃 許 可 業 者 数	402	21	54	3	3	4	487
特管産廃許可業者数	78	2	6		1		87

5 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設数は、平成9年3月末現在で117施設である。

産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設（汚泥、廃油、廃プラスチック、その他）は58施設で、全許可施設の約5割を占めている。なお、焼却施設については、廃棄物処理法施行令の改正により、平成9年12月1日から処理能力 200kg/時以上または火格子面積 2 m²以上に許可対象の範囲が拡大されるとともに、既存のこの規模以上の施設についても許可施設とみなされることになった。これらの施設は、今後、ダイオキシン削減対策が課題となる。

また、現在（平成9年3月末現在）埋立て中の産業廃棄物最終処分場は12施設であり、そのうち、安定型が9施設、管理型が3施設である。なお、最終処分場についても、従来は一定規模以上の埋立面積のものが許可対象となっていたが、平成9年12月1日からミニ処分場に対する規制を強化するため、規模の大小に関係なく、すべての最終処分場が許可対象となった。この改正により、今後はミニ処分場の安全性の向上が図られることになった。（表2-5-13）

表2-5-13 県内における産業廃棄物処理施設設置状況

（廃棄物処理法第15条に基づく許可施設）（平成9年3月末現在）

施 設 名	許可対象となる処理能力	施 設 数
① 汚泥の脱水処理施設	10 m ³ 超/日	33
② 汚泥の焼却施設	5 m ³ 超/日	9(3)
③ 廃油の油水分離施設	10 m ³ 超/日	3
④ 廃油の焼却施設	1 m ³ 超/日	7(6)
⑤ 廃酸・廃アルカリの中和施設	50 m ³ 超/日	1
⑥ 廃プラスチックの破碎施設	5 t 超/日	6(1)
⑦ 廃プラスチックの焼却施設	0.1 t 超/日	49(15)
⑧ シアン分解施設		4(1)
⑨ 産業廃棄物焼却施設	5 t 超/日	13(11)
⑩ 最終処分場（安定型）	埋立面積3,000m ² 以上	9
⑪ 最終処分場（管理型）	埋立面積1,000m ² 以上	3
合 計		117

※・①～⑨：中間処理施設 ⑩、⑪：最終処分場

・（ ）は重複数

・合計の数字については重複数があるため合致しない。

・最終処分場の数は、現在埋立中のものである。

なお、（財）福井県産業廃棄物処理公社においては、破碎施設、焼却施設と管理型・安定型の最終処分場を有している。